平成２１年（フ）第４９８号
福岡市西区大字田尻78番地
債務者　大塚　慶三
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４９９号
福岡市西区大字田尻78番地
債務者　大塚愛由美
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５２３号
福岡市早良区星の原団地65番202号
債務者　山内多美子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５８５号
福岡県宗像市陵厳寺３丁目17番８号
債務者　小西　茂治
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６３３号
福岡市南区長住１丁目４番38号
債務者　村上　里美
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６９６号
福岡市城南区七隈１丁目13番45―203号
債務者　黒田麻依子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７２１号
福岡県朝倉郡筑前町朝日573番地14
債務者　野中　　武
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７５２号
福岡市城南区長尾３丁目29番20―505号
債務者　古澤　章弘
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７６８号
福岡市中央区渡辺通２丁目７番35―405号
債務者　石井　里佳
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８００号
福岡市博多区麦野５丁目13番25号
債務者　竹下　雅哉
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２２０号
福岡市城南区南片江６丁目24番14―101号
債務者　山本真友美
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２２６号
福岡市城南区片江１丁目29番25号
債務者　清水　淑美
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２３７号
福岡市城南区梅林２丁目18番19―105号
債務者　高芝　卓司
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２５４号
福岡市西区野方６丁目23番２―201号
債務者　嘉村　政弘
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２５５号
福岡市西区野方６丁目23番２―201号
債務者　嘉村　春子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３０４号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵835番地５コモドヒル須恵中央駅前706号
債務者　西　　尚子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３４７号
福岡県福津市津屋崎１丁目３番43号
債務者　中原和歌子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１１号
福島県喜多方市高郷町大田賀字村南5731番地、前住所横浜市南区真金町１丁目10番地６セントレー伊勢佐木604号室
債務者　國分　健一
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係